

行田市テニス協会会則

第一章 総 則

- 第 1 条 本会は行田市テニス協会と称する。
- 第 2 条 本会は事務所を行田市内に置く。
- 第 3 条 本会はテニス競技の発展と技術水準の向上を計ると共に会員の体力の増強とスポーツ精神を養い、テニス競技を通じて市民の親睦を図ることを目的とする。
- 第 4 条 本会はその目的達成のために次の活動を行う。
- 1) テニス大会の開催ならびに技術向上強化に関する事項
 - 2) 他テニス協会との交流に関する事項
 - 3) その他本会の発展向上のため必要な事項
- 第 5 条 本会は埼玉県テニス協会及び埼玉県北部郡市テニス協議会と協調を図るとともに行田市内のテニス統轄団体として行田市スポーツ協会に加盟する。

第二章 会 員

- 第 6 条 会員は原則として行田市内に在住又は在勤の個人及び市内にクラブ事務所を置く団体とする。
- 第 7 条 入、退会は所定の手続きにより、理事会の承認を要する。
- 第 8 条 会員は別に定める会費を納入する。
- 第 9 条 会員が本会則に違反する行為又は本会の名誉を汚す行為があったときは、理事会の決議により除名することができる。

第三章 役 員

- 第10条 本会に次の役員を置く。任期は2年とし再任を妨げない。

会 長	1名	副 会 長	2名
理 事 長	1名	副 理 事 長	2名
会 計	1名	事 務 局	2名
理 事	若干名	監 事	2名
顧 問	若干名		

- 第11条 1) 会長は総会で推せんする。
副会長は総会の承認を得て会長が委嘱する。
- 2) 会長は本会を代表し、会務を総理し、総会の議長となる。
副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 第12条 1) 理事長、副理事長は理事会において理事の互選により選出し、会長が委嘱する。
- 2) 理事長は会務を執行し、理事会の議長となる。
副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あるときは会務を代行する。

- 第13条 1) 理事は総会の承認を得て会長が委嘱する。
2) 理事は理事会を組織して会務を執行する。
- 第14条 1) 監事は総会の承認を得て会長が委嘱する。
2) 監事は本会の会計を監査し、総会、理事会に出席して意見を述べる。
- 第15条 顧問は総会の承認を得て会長が委嘱する。
- 第16条 会計及び事務局は総会の承認を得て会長が委嘱する。
- 第17条 1) 役員補充による役員の任期は前任者の残任期間とする。
2) 役員は任期満了後でも後任者が就任するまではその職務を行う。

第四章 会 議

- 第18条 総会は本会の議決機関であって、会員をもって組織する。
- 1) 定時総会は会長が年1回招集し、次の事項を審議する。
1. 予算及び決算
 2. 事業計画及び会務事業報告
 3. 本会則で規定した事項
 4. その他必要事項
- 2) 臨時総会は会長が必要と認めるとき又は5分の1以上の会員から請求があったときに開催する。
- 第19条 1) 理事会は会長、副会長、理事で組織する。理事会は本会則で規定した事項及び総会の決議事項を執行する。
2) 理事会は理事長が必要と認めるとき、又は理事会構成員の4分の1以上の要求があったとき理事長が招集する。
- 第20条 本会は会務の遂行上、必要があるとき理事会の決定により委員会を設置できる。
- 第21条 会議は特別の定めがある場合を除いて構成員の過半数をもって成立し、議事は出席者の過半数で決定する。

第五章 会 計

- 第22条 本会の経費は負担金、補助金、寄付金、その他の収入によりこれを賄う。
- 第23条 本会の会計年度は毎年3月1日に始まり翌年2月末日に終る。

付 則

- 1) 本会則の施行に必要な細則は理事会で別に定める。
- 2) 本会則は昭和57年3月1日から施行する。
- 一部改正 昭和59年3月1日
 - 一部改正 昭和61年3月1日
 - 一部改正 令和7年3月8日